

審 査 基 準

平成 24 年 12 月 21 日 作成

法 令 名： 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
根 拠 条 項：第 32 条 の 5
処 分 の 概 要： 差止請求関係業務を行う都道府県暴力追放運動推進センターの認定
原権者（委任先）：国家公安委員会
法 令 の 定 め： 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条 の 5 第 3 項（認定の要件）
審 査 基 準： 別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間： 適格都道府県センターの認定は、申請に係る都道府県暴力追放運動推進センターの体制、財政状況等から個別具体的な判断を行う必要があり、具体的な標準処理期間を設けることが困難であることから、標準処理期間は定めないこととしている。
申 請 先：国家公安委員会
問 い 合 わ せ 先：警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課（03-3581-0141）
備 考：

別紙

1 体制及び業務規程（法第32条の5第3項1号関係）

認定の申請をした都道府県暴力追放運動推進センター（以下「申請センター」という。）において、差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持等の必要な事項を定める業務規程が適切に整備されるとともに、法第32条の5第3項第2号の検討を行う部門（以下「検討部門」という。）等の組織が適切に整備され、その運用に必要な人員、設備、物品等が確保されていること。必要な人員数等については、差止請求関係業務を含む申請センターの業務の規模・内容等に応じ、個別に判断する。

2 専門的知識経験（法第32条の5第3項2号関係）

検討部門において、暴力追放相談委員及び弁護士が共にその専門的知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていること。

また、検討部門以外の組織においても、差止請求関係業務について適切な判断及び業務執行がなし得るよう、当該組織が分担する業務の適正な遂行に必要な範囲において、専門的な知識経験を有する者が適切に配置されていること。

3 経理的基礎（法第32条の5第3項3号関係）

差止請求関係業務を適正に遂行するために必要な人的体制を安定的かつ継続的に確保し得る財政基盤を有していることのほか、訴訟費用その他差止請求関係業務を適正に遂行するための経費が確保できていると認められること。必要な額等については、差止請求関係業務を含む申請センターの業務の規模・内容等に応じ、個別に判断する。